

令和 7 年

第 3 回 教 育 委 員 会 会 議

報告第 5 号

秋田県教育委員会

令和 8 年度

秋田県立高等学校学級減等の予定について（案）

教育委員会会議

令和 7 年 3 月 2 7 日

令和8年度秋田県立高等学校学級減等の予定(案)

令和7年3月27日

県北地区	地 区	学 校	学 科	R7年度		R8年度		定員増減
				定 員	学 級	定 員	学 級	
	大館・北秋田	大 館 桂 桜	普 通	35	2	40	1	△ 30
	小 計							△ 30

中央地区	地 区	学 校	学 科	R7年度		R8年度		定員増減
				定 員	学 級	定 員	学 級	
	男鹿・潟上・南秋	男 鹿 海 洋	普 通	35	1			△ 35
		男 鹿 工 業	設備システム	35	1			△ 35
	秋 田	秋 田	普 通	40	6	38	6	△ 12
		秋 田 南	普 通	38	6	35	6	△ 18
	由利本荘・にかほ	本 荘	普 通	35	6	40	5	△ 10
		由 利	普 通	35	3	40	2	△ 25
	小 計							△ 135

県南地区	地 区	学 校	学 科	R7年度		R8年度		定員増減
				定 員	学 級	定 員	学 級	
	横 手	平 成	普 通	35	2	40	1	△ 30
		雄 物 川	普 通	40	2	35	2	△ 10
		増 田	総 合	40	2	35	2	△ 10
	小 計							△ 50

全県 全日制	合 計							△ 215
-----------	-----	--	--	--	--	--	--	-------

定時制	地 区	学 校	学 科	R7年度		R8年度		定員増減
				定 員	学 級	定 員	学 級	
								0

全県 定時制	合 計							0
-----------	-----	--	--	--	--	--	--	---

全県	合 計							△ 215
----	-----	--	--	--	--	--	--	-------

令和 7 年

第 3 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 1 1 号

秋田県教育委員会

議案第十一号

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（経験年数を有する者の号給） 第十七条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者 のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十四条第一項の規定による号給（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて教育委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては十八月）で除した数に四（新たに職員となつた者が第三十一条第一項に規定する特定管理職員であるときは、三）を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。 一 五 略 2・3 略	（経験年数を有する者の号給） 第十三条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第十四条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十四条第一項の規定による号給（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて教育委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては十八月）で除した数に四（新たに職員となつた者が第三十一条第一項に規定する特定管理職員であるときは、三）を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。 一 五 略 2・3 略

(特定の職員についての号給)
第二十条

初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分（これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。）の適用を受ける職員については、第十六条から前条までの規定は適用しない。ただし、第十八条各号に掲げる者から引き続いて職員となつた者その他その採用について特別の事情があると教育委員会が認める者については、人事委員会と協議して別に定めるところにより、その号給を決定することができる。

(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

第三十七条の三 次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げる規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

- 一 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号。以下「定年条例」という。）第十三条の規定により採用された職員 条例第六条第十一項又は任期付職員条例第九条第二項

二・三 略

(給料支給の特例)

第四十九条 職員が職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料の請求をした場合には給与期間中給料の支給日前であつても、請求の日までの給料をその給与期間の現

(特定の職員についての号給)

第二十条 新たに職員となつた者のうち、その職務の級を第十三条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると教育委員会が認めるときは、教育委員会が人事委員会と協議して別に定めるところにより、第十七条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

2| 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分（これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。）の適用を受ける職員については、第十六条から前条までの規定は適用しない。ただし、第十八条各号に掲げる者から引き続いて職員となつた者その他その採用について特別の事情があると教育委員会が認める者については、人事委員会と協議して別に定めるところにより、その号給を決定することができる。

(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

第三十七条の三 次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げる規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

- 一 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号。以下「定年条例」という。）第十三条の規定により採用された職員 条例第六条第十一項又は任期付職員条例第九条第二項

二・三 略

(給料支給の特例)

第四十九条 職員が職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料の請求をした場合には給与期間中給料の支給日前であつても、請求の日までの給料をその給与期間の現

日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四第一項の規定に基づく週休日並びに条例第二十八条の二第三項及び第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその際支給する。

（給料の調整額）

第五十五条 略

2・3 略

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 略

二 定年条例第十三条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）

当該職員に適用される給料表及び職務

の級に応じた別表第十の四の二に掲げる額

5・6 略

（扶養親族の範囲）

第五十七条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎とな

日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日の日数

を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその際支給する。

（給料の調整額）

第五十五条 略

2・3 略

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 略

二 定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）

当該職員に適用される給料表及び職務

の級に応じた別表第十の四の二に掲げる額

5・6 略

（扶養親族の範囲）

第五十七条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎とな

つている者
二 略

(届出)

第五十七条の二 新たに条例第十四条第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、教育委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに教育委員会又はその権限に属する事務を委任された者(以下「教育委員会等」という。)に届け出なければならぬ。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会等において扶養の事実等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(認定)

第五十七条の三 教育委員会等

は、前条第一項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第二項に規定する場合においても、同様とする。

2 教育委員会等は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を教育委員会が定める様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 教育委員会等は、第一項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

つている者
二 略

(届出)

第五十七条の二 条例第十五条第一項の規定による届出は、教育委員会が定める様式の扶養親族届により行うものとする。

(認定)

第五十七条の三 教育委員会(その委任を受けた者を含む。以下この条、次条、第五十七条の十一、第五十七条の十二、第五十七条の十五、第五十八条の七、第五十八条の八、第五十八条の十及び第六十四条の三において同じ。)は、前条に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 教育委員会 は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を教育委員会が定める様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 教育委員会 は、第一項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第五十七条の三の二 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十四条第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日(教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第五十七条の二第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第五十七条の四 教育委員会等は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第十四条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第五十七条の第三項の規定を準用する。

(住居手当の支給除外職員)

第五十七条の八 条例第十五条の三第一項第一号に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 略

(事後の確認)

第五十七条の四 教育委員会は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第十四条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前条第三項の規定を準用する。

(住居手当の支給除外職員)

第五十七条の八 条例第十五条の三第一項第一号に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 略

二 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第十四条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者

、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに教育委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（住居手当支給に係る権衡職員の範囲）

第五十七条の八の三 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める職員は、第五十八条の五第三項に該当する職員

で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに

職員となつた者

にあつては当該職員となつたとき、外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員

又は休職条例第二条第一号

の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。

二 職員の扶養親族たる者（条例第十四条第二項に規定する扶養親族で条例第十五条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）

が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに教育委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（住居手当支給に係る権衡職員の範囲）

第五十七条の八の三 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める職員は、第五十八条の五第三項に該当する職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「一般職給与条例」という。）の適用職員であつた者その他同条第一項に規定する者から引き続き職員となつた者

にあつては当該職員となつたとき、外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員又は休職条例第二条第一号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第五十七条の十一 新たに条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに教育委員会等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

2 略

3 第一項の規定にかかわらず、教育委員会等において居住の実情を認定できる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第五十七条の十二 教育委員会等は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

2 教育委員会等は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第五十七条の十四 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、住居手

(届出)

第五十七条の十一 新たに条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに教育委員会に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

2 略

(確認及び決定)

第五十七条の十二 教育委員会は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第五十七条の十四 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日

の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、住居手

当の支給の開始については、第五十七条の十一第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

（事後の確認）

第五十七条の十五 教育委員会等は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認するものとする。

（やむを得ない事情）

第五十八条の二 条例第十六条の二第一項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 五 略

（単身赴任手当支給に係る権衡職員の範囲等）

第五十八条の五 条例第十六条の二第三項の規則で定めるやむを得ない事情は、第五十八条の二に規定するやむを得ない事情とする。

2 | 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとし

当の支給の開始については、第五十七条の十一第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

（事後の確認）

第五十七条の十五 教育委員会は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認するものとする。

（やむを得ない事情）

第五十八条の二 条例第十六条の二第一項及び第三項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 五 略

（単身赴任手当支給に係る権衡職員の範囲等）

第五十八条の五 条例第十六条の二第三項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五十一号）の適用職員であつた者
- 二 国又は他の地方公共団体の職員であつた者
- 三 教育委員会が前二号に掲げる者に準ずると認める者

2 | 条例第十六条の二第三項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、人事交流等により職員となつた者とする。

3 | 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとし

て規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一 略

イ 略

ロ 略

二 六 略

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は出勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員

となつたこと又は事由発生に伴い」と、「第五十

八条の二」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「職員となつたとき又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員
八 略

(届出)

第五十八条の七 新たに条例第十六条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに教育委員会等に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 略

3 第一項の規定にかかわらず、教育委員会等において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

て規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一 略

イ 職員の定年等に関する条例第十三条の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 略

ハ 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定による採用をされたこと。

ニ 略

二 六 略

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は出勤する公署の移転に伴い」とあるのを「一般職給与条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつたこと又は事由発生に伴い」と

あるのを「職員となつたとき又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員
八 略

(届出)

第五十八条の七 新たに条例第十六条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに教育委員会等に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 略

(確認及び決定)

第五十八条の八 教育委員会等は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十六条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

2 教育委員会等は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第五十八条の九 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十六条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至つた日(教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第五十八条の七第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 略

(事後の確認)

第五十八条の十 教育委員会等は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第十六条の二第一項又は第三項の職員たる要件

(確認及び決定)

第五十八条の八 教育委員会 は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十六条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 教育委員会 は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第五十八条の九 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十六条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至つた日

の属する

月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第五十八条の七第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 略

(事後の確認)

第五十八条の十 教育委員会 は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第十六条の二第一項又は第三項の職員たる要件

を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 教育委員会等は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(在宅勤務等の場所)

第五十八条の十二 条例第十六条の三第一項の教育委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 職員の配偶者

又は二親等内の親族の住居

二・三 略

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第五十八条の十三 条例第十六条の三第一項の教育委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間又は一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「一般職給与条例」という。）第十四条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

二 略

第六十一条 略

2 略

3 条例第十七条の三第二項の同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 教育委員会は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(在宅勤務等の場所)

第五十八条の十二 条例第十六条の三第一項の教育委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は二親等内の親族の住居

二・三 略

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第五十八条の十三 条例第十六条の三第一項の教育委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間又は一般職給与条例第十四条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

二 略

第六十一条 略

2 略

3 条例第十七条の三第二項の同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、又は定年条例第十三条の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、へき地等学校に勤務することとなつた職員で、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの 二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員でそのへき地等学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に、一般職給与条例の適用職員であつた者若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となり、又は公益的法人等派遣法第十条第一項若しくは定年条例第十三条の規定による採用をされ、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの 三 定年条例第十三条の規定による採用をされ、かつ当該採用の日の前日に在勤していた学校等に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第十七条の三第二項に規定する新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの 四 定年条例第十三条の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第十七条の三第一項又は第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの 五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員と権衡上必要がある職員として教育委員会が認めるもの	一 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、へき地等学校に勤務することとなつた職員で、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの 二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員でそのへき地等学校に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に、一般職給与条例の適用職員であつた者又は第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となり、又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定による採用をされ、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
4 条例第十七条の三第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該	4 条例第十七条の三第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該

各号に定めるところによる。

一 一般職給与条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつてへき地等学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項若しくは定年条例第十三条の規定により採用された日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（附則第十四条の規定により読み替へて適用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）の規定により支給されることとなる期間及び額

二 略

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が、当該職員の職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項若しくは定年条例第十三条の規定により採用された日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第五号に規定する職員 別に教育委員会が定める期間及び額

（管理職員特別勤務手当の額等）

各号に定めるところによる。

一 一般職給与条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつてへき地等学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項若しくは定年条例第十三条の規定により採用された日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（附則第十四条の規定により読み替へて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）の規定により支給されることとなる期間及び額

二 略

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が、当該職員の職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項若しくは定年条例第十三条の規定により採用された日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

第六十四条の二 条例第二十一条の二第三項の規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第六十四条の三 条例第二十一条の二第三項第一号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 略

二 定年前再任用短時間勤務職員

である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ 略

2 条例第二十一条の二第三項第二号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 略

第六十四条の四 次に掲げる場合には、条例第二十一条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第二十一条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条

(管理職員特別勤務手当の額等)

第六十四条の二 条例第二十一条の二第三項第一号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 略

二 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ 略

2 条例第二十一条の二第三項第一号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第六十四条の三 条例第二十一条の二第三項第二号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 略

2 条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第一項の勤務をした場合

(管理職員特別勤務実績簿等)

第六十四条の五 教育委員会等は、別に定める様式の管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管するものとする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第六十八条の五 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 八 略

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体若しくは退職派遣者の特定法人の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から条例第二十八条の二第一項に規定する週休日、同条第三項及び第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、条例第二十八条の六第一項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日及び休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、教育委員会の定める期間を除く。

十 十五 略

(管理職員特別勤務実績簿等)

第六十四条の四 教育委員会 は、別に定める様式の管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管するものとする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第六十八条の五 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 八 略

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体若しくは退職派遣者の特定法人の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から条例第二十八条の二第一項に規定する週休日

、条例第二十八条の六第一項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日及び休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、教育委員会の定める期間を除く。

十 十五 略

第七十四条 条例第二十四条の二第二項に規定する義務教育等教員特別手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（短時間勤務職員にあつてはその額に条例第二十八条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 条例第二条第三項に規定する教育職員で教育職給料表(一)の適用を受ける職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務職員

あるときは、その者の属する職務の級とする。次号及び別表第十五において同じ。）に対応する同表イの表に掲げる額

二 略

（条例第二十八条の二第三項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）

第七十四条の二 市町村の教育委員会は、勤務時間の割振り等（条例第二十八条の二第三項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日という。第七十四条の十第二項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第七十四条の七までにおいて同じ。）を行う場合には、条例第二十八条の二第三項に規定する申告（以下「勤務時間の申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該勤務時間の申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に教育委員会の定め

第七十四条 条例第二十四条の二第二項に規定する義務教育等教員特別手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（短時間勤務職員にあつてはその額に条例第二十八条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 条例第二条第三項に規定する教育職員で教育職給料表(一)の適用を受ける職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。別表第十五において同じ。）であるときは、その者の属する職務の級とする。次号
において同じ。）に対応する同表イの表に掲げる額

二 略

るところにより、当該勤務時間の申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

一 第七十四条の六に規定する単位期間（以下この号及び第三号において「単位期間」という。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間。次号において「区分期間」という。）につき一日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。

二 一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で市町村の教育委員会があらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、区分期間（勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）につき一日を限度として職員が指定する日（第四号において「特例対象日」という。）については、当該あらかじめ定める時間未満の勤務時間を割り振ることができること。

三 前二号の規定にかかわらず、休日（勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日という。以下同じ。）その他教育委員会が定める日については、七時間四十五分（地公法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下この章において「短時間勤務職員」という。）にあっては、当該短時間勤務職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第二十八条の二第一項の規定による週休日（同項に規定する週休日という。以下同じ。）以外の日の日数で除して得た時間）の勤務時間を割り振ること。

四 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの間にあって、標準休憩時間（市町村の教育委員会が、職員が勤務する学校等の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。）を除いて連続するように、一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で市町村の教育委員会が学校等ごとにあらかじめ定める時間

帯に、当該学校等に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。

五 始業の時刻を午前七時以後に、終業の時刻を午後十時以前に設定すること。

2 短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第二十八条の二第三項の規定による勤務時間の割振りについては、教育委員会の定めるところにより、前項第二号及び第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として教育委員会の定める場合に係る条例第二十八条の二第三項の規定による勤務時間の割振りについては、教育委員会の定めるところにより、第一項第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

4 市町村の教育委員会は、第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、教育委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが教育委員会が定める基準に適合するものであるときは、当該教育委員会との協議を要しないものとする。

（条例第二十八条の二第三項の規定による勤務時間の割振り等の変更）

第七十四条の三 市町村の教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

一 勤務時間の申告及び条例第二十八条の五第二項第三号に規定する申告（以下「休憩時間の申告」という。）があつた場合において、これらの申告どおりに変更するとき。

二 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に教育委員会の定めるところにより変更するとき。

（条例第二十八条の二第三項の規定による勤務時間の割振り等の申告）

第七十四条の四 勤務時間の申告は、第七十四条の二に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに第七十四条の六第一項各号のいずれに該当する職員として勤務時間の申告をするかを明らかにしてしなければならない。

（申告・割振り簿）

第七十四条の五 勤務時間の申告及び勤務時間の割振り等は、申告・割振り簿により行うものとし、申告・割振り簿に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（単位期間等）

第七十四条の六 条例第二十八条の二第三項の教育委員会が人事委員会と協議して定める期間（第三項において「単位期間」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 四週間（四週間では適正に勤務時間の割振り等を行うことができない場合として教育委員会の定める場合にあつては、教育委員会の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）

二 次のいずれかに該当する職員（以下この条において「育児介護等職員」という。）であつて、当該職員として勤務時間の申告をしたもの 一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員

が選択する期間

(一) 小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である職員若しくは同法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている児童を含む。以下同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(二) 勤務時間条例第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員

(三) (一)又は(二)に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として教育委員会が定める職員

2 市町村の教育委員会は、育児介護等職員として勤務時間の申告をした職員について、育児介護等職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該勤務時間の申告をした職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。

3 育児介護等職員として勤務時間の申告をして勤務時間の割振り等を行われた職員は、育児介護等職員に該当しないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を市町村の教育委員会に報告しなければならぬ。この場合においては、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないことと

なつた直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。

第七十四条の七 市町村の教育委員会は、勤務時間の割振り等を行った場合には、教育委員会の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

（特別の形態によつて勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第七十四条の八 市町村の教育委員会は、条例第二十八条の三の規定に基づき週休日

及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第二十八条の四第一項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

（育児短時間勤務職員についての適用除外）

第七十四条の九 第七十四条の二から第七十四条の五まで、第七十四条の六（第一項第一号を除く。）及び前条の規定は、育児短時間勤務職員（育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。）には適用しない。

（週休日の振替等）

第七十四条の十 条例第二十八条の四第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項第三号において同じ。）の教育委員会が、人事委員会と協議して定める期間は、同条第一項の勤務することを命ずる必要がある日を起

（ 週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第七十四条の二 市町村の教育委員会は、条例第二十八条の三の規定に基づき週休日（条例第二十八条の二第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第二十八条の四に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

（週休日の振替等）

第七十四条の三 条例第二十八条の四の県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起

2 市町村の教育委員会は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものという。以下同じ。）

を行つた後

において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（条例第二十八条の二第三項及び条例第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日という。）が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、条例第二十八条の二第二項若しくは第三項、第二十八条の三又は第二十八条の四の規定により勤務時間が割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

一 週休日の振替（条例第二十八条の四第一項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

二 勤務時間を割り振らない日の振替（条例第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

三 四時間の勤務時間の割振り変更（条例第二十八条の四第一項）

2 市町村の教育委員会は、週休日の振替（条例第二十八条の四の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られ

た勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は四時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下同じ。）の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を条例第二十八条の四の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）

を行う場合には、週休日の振替又は四時間間の勤務時間間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行つた後において、週休日

が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、条例第二十八条の二第二項、第二十八条の三 又は第二十八條の四の規定により勤務時間が割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

の規定に基づき勤務日（四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項において同じ。）

3・4 略

（休憩時間）

第七十四条の十一 市町村の教育委員会は、条例第二十八条の五第二項の規定に基づき休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをする場合には、当該別段の定めを適用する
職員
職員の範囲及び当該職員に対する休憩の与え方について、あらかじめ定めなければならない。

2 市町村の教育委員会は、条例第二十八条の二第三項の規定により勤務時間を割り振る場合には、職員からの休憩時間の申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該休憩時間の申告どおりに休憩時間を置くことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に教育委員会の定めるところにより、当該休憩時間の申告と異なる休憩時間を置くことができるものとする。

3 休憩時間の申告は、勤務時間の申告をする際に、併せて、第七十四条の五に規定する申告・割振り簿により、条例第二十八条の五及び第七十四条の二に定める基準に適合するように、休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻を明らかにしてしなければならない。

（週休日等についての別段の定め）

第七十四条の十二 市町村の教育委員会は、第七十四条の八及び第七十四条の十第一項から第三項までの規定により週休日の定め等

3・4 略

（休憩時間の一斉付与の例外）

第七十四条の三の二 市町村の教育委員会は、条例第二十八条の五第二項の規定に基づき休憩時間を一斉に与えないこととする
場合
場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう、一斉に休憩を与えない職員の範囲及び当該職員に対する休憩の与え方について、あらかじめ定めなければならない。

（週休日等についての別段の定め）

第七十四条の四 市町村の教育委員会は、第七十四条の二及び第七十四条の三第一項から第三項までの規定により週休日の定め等

を行う場合において、当該週休日の定め等が業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、職員の勤務能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼすと認めるときは、教育委員会の承認を得て、週休日、勤務時間を割り振らない日、勤務時間の割振り、週休日の振替等について別段の定めをすることができる。

（育児短時間勤務に係る育児休業条例第十二条第一号の規則で定める時間等）

第七十四条の十三 育児休業条例第十二条第一号の規則で定める時間は、二時間とする。

2 育児休業条例第十二条第二号の規則で定める日数は十二日とし、同号の規則で定める時間は十六時間とする。

（報告）

第七十四条の十四 教育委員会は、必要があると認めるときは、市町村の教育委員会に対し、勤務時間の割振り、の状況等について随時報告を求めることができる。

第七十四条の十五 第七十四条の十九 略

（読替え）

第七十四条の二十 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員については、第十二条第一号及び第二十六条の二第一項第二号中「第十八条」とあるのは「第七十四条の十九」として、これらの規定を適用する。

第七十四条の二十一 略

（定義）

を行う場合において、当該週休日の定め等が業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、職員の勤務能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼすと認めるときは、県の教育委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等について別段の定めをすることができる。

（報告）

第七十四条の五 教育委員会は、必要があると認めるときは、市町村の教育委員会に対し、勤務時間の割り振りの状況等について随時報告を求めることができる。

第七十四条の六 第七十四条の十 略

（読替え）

第七十四条の十一 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員については、第十二条第一号及び第二十六条の二第一項第二号中「第十八条」とあるのは「第七十四条の十」として、これらの規定を適用する。

第七十四条の十二 略

（定義）

第七十四条の二十二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 管理監督職 定年条例

第四条第一項に規定する管理監督職をいう。

二 異動期間 定年条例

第四条第一項に規定する異動期間（同条例第九条の規定により延長された期間を含む。）をいう。

三 特例任用後降任等職員 地公法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第四項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用職員（定年条例 第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条例第九条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。

四 五 略

六 初任給基準異動 条例第五条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない別表第八に定める初任給基準表（第七十四条の二十六第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 九 略

第七十四条の二十三 条例附則第四項の 教育委員会が 人事委員会と協議して定める職員は、次に掲げる職員とする。

一・二 略

（他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第六項の規定による給料の支給）

第七十四条の十三 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号） 第四条第一項に規定する管理監督職をいう。

二 異動期間 職員の定年等に関する条例第四条第一項に規定する異動期間（同条例第九条の規定により延長された期間を含む。）をいう。

三 特例任用後降任等職員 地公法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第四項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用職員（職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条例第九条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。

四 五 略

六 初任給基準異動 条例第五条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない別表第八に定める初任給基準表（第七十四条の十七第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 九 略

第七十四条の十四 条例附則第四項の 県の教育委員会が 県の人事委員会と協議して定める職員は、次に掲げる職員とする。

一・二 略

（他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第六項の規定による給料の支給）

第七十四条の二十四 地公法第二十八条の二第四項に規定する他の

職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号（一）に掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この条において「第七十四条の二十四基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第七十四条の二十四基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第六項の規定による給料として支給する。

一五 略

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の二十四基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第七十四条の二十四基礎給料月額は、同項第一号から第三号

第七十四条の十五 地公法第二十八条の二第四項に規定する他の

職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号（一）に掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この条において「第七十四条の十五基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第七十四条の十五基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第六項の規定による給料として支給する。

一五 略

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の十五基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第七十四条の十五基礎給料月額は、同項第一号から第三号

までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 略

(特例任用後降任等職員に対する条例附則第六項の規定による給料の支給)

第七十四条の二十五

特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(定年条例

第九条の規定による異動期間

の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この項において「第七十四条の二十五基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第七十四条の二十五基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第六項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の二十五基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第七十四条の二十六

特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期

までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 略

(特例任用後降任等職員に対する条例附則第六項の規定による給料の支給)

第七十四条の十六

特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(職員の定年等に関する条例

第九条の規定による異動期間

の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この項において「第七十四条の十六基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第七十四条の十六基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第六項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の十六基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第七十四条の十七

特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期

間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号（一）に掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この条において「第七十四条の二十六基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第七十四条の二十六基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第六項の規定による給料として支給する。

一五 略

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の二十六基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第七十四条の二十六基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号（一）に掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この条において「第七十四条の十七基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第七十四条の十七基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第六項の規定による給料として支給する。

一五 略

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の十七基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第七十四条の十七基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第七項の規定による給料の支給）

第七十四条の二十七 降任等相当給料表異動（地公法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この条において「第七十四条の二十七基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七十四条の二十七基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第七項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の二十七基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第七項の規定による給料の支給）

第七十四条の十八 降任等相当給料表異動（地公法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この条において「第七十四条の十八基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七十四条の十八基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第七項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の十八基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七十四条の二十七基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 略

第七十四条の二十八 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この条において「第七十四条の二十八基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第七十四条の二十八基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第七項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七十四条の十八基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 略

第七十四条の十九 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この条において「第七十四条の十九基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第七十四条の十九基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第七項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け

る給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の二十八基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七十四条の二十八基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 略

（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第七項の規定による給料の支給）

第七十四条の二十九 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から地公法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（第二十五条第二項に該当するものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に应じ当該各号に定める額（当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。

る給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の十九基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七十四条の十九基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 略

（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第七項の規定による給料の支給）

第七十四条の二十 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から地公法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（第二十五条第二項に該当するものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に应じ当該各号に定める額（当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。

以下この条において「第七十四条の二十九基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から地公法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第七十四条の二十九基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第七項の規定による給料として支給する。

一・二 略

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の二十九基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七十四条の二十九基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 略

（人事交流等職員に対する条例附則第七項の規定による給料の支給）

第七十四条の三十 第十八条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となつた日か

以下この条において「第七十四条の二十基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から地公法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第七十四条の二十基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第七項の規定による給料として支給する。

一・二 略

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の二十基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七十四条の二十基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 略

（人事交流等職員に対する条例附則第七項の規定による給料の支給）

第七十四条の二十一 第十八条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となつた日か

ら引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となつた日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして条例附則第二項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この条において「第七十四条の三十 基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後、第七十四条の三十 基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第七項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の三十 基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となつた日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第七十四条の三十 基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

ら引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となつた日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして条例附則第二項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この条において「第七十四条の二十一 基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後、第七十四条の二十一 基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第七項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七十四条の二十一 基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となつた日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第七十四条の二十一 基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 略

第七十四条の三十一 略

附 則

第十条 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員に対する第六十条の二第一項及び第六十四条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号及び同条第二項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第6 経験年数換算表（第10条関係）

経 歴	換 算 率
地方公務員、国家公務員、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	$\frac{100}{100}$
職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$
その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下

4 略

第七十四条の二十二 略

附 則

第十条 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員に対する第六十条の二第二項及び第六十四条の三第二項の規定の適用については、当分の間、第六十四条の二第一項第一号及び第六十四条の三第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第6 経験年数換算表（第10条関係）

経 歴	換 算 率
地方公務員、国家公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	$\frac{100}{100}$ 以下
職員としての職務にその経験が類似する職務に従事した期間	$\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下）
職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	80 以下

	略	略
その他の期間	職員としての職務に その経験が直接役立 つと認められる職務 に従事した期間	100 以下 100
	略	略

別表第10の7 (第57条の6関係)

支給地域	級地
略	略
教育委員会の定める地域	教育委員会の定 める級地

	略	100 略
その他の期間	教育、医療に関する 職務等特殊の知識、 技術又は経験を必要 とする職務に従事し た期間で、その職務 についての経験が職 員としての職務に直 接役立つと認められ るもの	100 以下 100
	技能、労務等の職務 に従事した期間で、 その職務についての 経験が職員としての 職務に役立つと認め られるもの	50 以下 (部内 100 の他の職員との 均衡を著しく失 する場合は、 80 100 以下)
	略	略

備考 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員として職務に役立つと認められる期間で教育委員会が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を教育委員会が別に定める。

別表第10の7 (第57条の6関係)

支給地域	級地
略	略
広島県安芸郡府中町	六級地
広島県内の市町 (広島市及び安芸郡府中町)	七級地

別表第九、別表第九の二及び別表第十五を次のように改める。

別表第十三（第五十九条関係）					（イ）
級地区分 （指定年月日）		学 校 名		所 在 地	
一 級 地 （平成二十八年 四月一日指定）	略	東由利小学校		由利本荘市	
略	略	略		略	
略	略	略		略	

別表第十三（第五十九条関係）					（ロ）
級地区分 （指定年月日）		学 校 名		所 在 地	
一 級 地 （平成二十八年 四月一日指定）	略	北陽小学校	東由利小学校	男鹿市	
略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	

別表第9 昇格時号給対応表（第24条関係）

イ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	37	1	1
47	38	1	1
48	38	1	1
49	39	1	1

50	39	1	1
51	40	1	1
52	40	1	1
53	41	1	1
54	41	1	1
55	42	1	1
56	42	1	1
57	43	1	1
58	43	1	1
59	44	1	1
60	44	1	1
61	45	1	1
62	45	2	2
63	46	3	3
64	46	4	4
65	47	5	4
66	47	6	4
67	48	7	4
68	48	8	4
69	49	9	5
70	49	10	5
71	50	11	5
72	50	12	5
73	51	13	5
74	51	14	6
75	52	15	6
76	52	16	6
77	53	17	6
78	53	18	6
79	53	19	7
80	54	20	7
81	54	21	7
82	54	22	
83	55	23	
84	55	24	
85	55	25	
86	56	26	
87	56	27	
88	56	28	
89	57	29	
90	57	30	
91	58	31	
92	58	32	
93	59	33	
94	59	34	
95	60	35	
96	60	36	
97	61	37	
98	61	38	
99	61	39	
100	61	40	
101	62	41	
102	62	42	
103	62	43	
104	62	44	
105	63	45	

106	63	46	
107	63	47	
108	63	48	
109	64	49	
110	64	49	
111	64	50	
112	64	50	
113	65	51	
114	65	51	
115	65	52	
116	65	52	
117	66	53	
118	66	54	
119	66	55	
120	66	56	
121	67	57	
122	67	57	
123	67	58	
124	67	58	
125	68	59	
126		59	
127		60	
128		60	
129		61	
130		61	
131		62	
132		62	
133		62	
134		62	
135		62	
136		62	
137		62	
138		62	
139		62	
140		62	
141		62	
142		62	
143		62	
144		62	
145		62	
146		62	
147		62	
148		62	
149		62	
150		62	
151		63	
152		63	
153		63	
154		63	
155		63	
156		64	
157		64	

ロ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8

49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12
56	30	1	12
57	31	1	13
58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	
63	34	1	
64	34	1	
65	35	1	
66	35	1	
67	36	1	
68	36	1	
69	37	1	
70	37	2	
71	38	3	
72	38	4	
73	39	5	
74	39	6	
75	40	7	
76	40	8	
77	41	9	
78	41	10	
79	42	11	
80	42	12	
81	43	13	
82	43	14	
83	44	15	
84	44	16	
85	45	17	
86	45	18	
87	46	19	
88	46	20	
89	47	21	
90	47	22	
91	48	23	
92	48	24	
93	49	25	
94	49	26	
95	50	27	
96	50	28	
97	51	29	
98	51	30	
99	52	31	
100	52	32	
101	53	33	
102	53	33	
103	54	34	
104	54	34	
105	55	35	

106	55	35	
107	56	36	
108	56	36	
109	57	37	
110	57	37	
111	57	38	
112	57	38	
113	58	39	
114	58	39	
115	58	40	
116	58	40	
117	59	41	
118	59	41	
119	59	41	
120	59	41	
121	60	41	
122	60	41	
123	60	41	
124	60	42	
125	61	42	
126	61	42	
127	61	42	
128	61	42	
129	61	42	
130	61	42	
131	62	43	
132	62	43	
133	62	43	
134	62	43	
135	62	43	
136	62	43	
137	63	43	
138	63	43	
139	63	43	
140	63	43	
141	63	43	
142	63	43	
143	64	44	
144	64	44	
145	64	44	
146	64		
147	64		
148	64		
149	65		
150	65		
151	66		
152	66		
153	67		

ハ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	1
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4
17	1	1	1	9	5
18	1	1	1	10	6
19	1	1	1	11	7
20	1	1	1	12	8
21	1	1	1	13	9
22	1	2	2	14	10
23	1	3	3	15	11
24	1	4	4	16	12
25	1	5	5	17	13
26	1	6	6	18	14
27	1	7	7	19	15
28	1	8	8	20	16
29	1	9	9	21	17
30	1	10	10	22	18
31	1	11	11	23	19
32	1	12	12	24	20
33	1	13	13	25	21
34	2	14	14	26	22
35	3	15	15	27	23
36	4	16	16	28	24
37	5	17	17	29	25
38	6	18	18	30	26
39	7	19	19	31	27
40	8	20	20	32	28
41	9	21	21	33	29
42	10	22	22	34	29
43	11	23	23	35	30
44	12	24	24	36	30
45	13	25	25	37	31
46	14	26	26	38	31
47	15	27	27	39	32
48	16	28	28	40	32
49	17	29	29	41	33

50	18	30	30	42	33
51	19	31	31	43	34
52	20	32	32	44	34
53	21	33	33	45	35
54	21	33	34	46	35
55	22	34	35	47	36
56	22	34	36	48	36
57	23	35	37	49	37
58	23	35	37	50	37
59	24	36	37	51	38
60	24	36	38	52	38
61	25	37	38	53	38
62	25	38	38	54	38
63	26	39	39	55	38
64	26	40	39	56	38
65	27	41	39	57	38
66	27	41	40	58	38
67	28	42	40	59	38
68	28	42	40	60	38
69	29	43	41	60	39
70	29	43	41	60	39
71	29	44	41	60	39
72	30	44	42	60	39
73	30	45	42	61	39
74	30	45	42	61	39
75	31	45	43	61	39
76	31	45	43	61	39
77	31	45	43	61	39
78	32	46	44	62	39
79	32	46	44	62	39
80	32	46	44	62	39
81	33	46	45	63	40
82	33	46	45	64	40
83	33	47	45	65	40
84	34	47	45	66	40
85	34	47	46	67	41
86	34	47	46		
87	35	47	46		
88	35	48	46		
89	35	48	47		
90	36	48	47		
91	36	48	47		
92	36	48	47		
93	37	49	47		
94		49	47		
95		49	47		
96		49	48		
97		49	48		
98		50	48		
99		50	48		
100		50	48		
101		50	48		
102		50	48		
103		51	49		
104		51	49		
105		51	49		
106		51	49		

107		51	49		
108		52	49		
109		52	49		
110		52			
111		52			
112		52			
113		52			
114		52			
115		52			
116		52			
117		53			
118		53			
119		53			
120		53			
121		53			
122		53			
123		53			
124		53			
125		53			

二 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	2
23	3	3	11	3
24	4	4	12	4
25	5	5	13	5
26	6	6	14	6
27	7	7	15	7
28	8	8	16	8
29	9	9	17	9
30	10	10	18	10
31	11	11	19	11
32	12	12	20	12
33	13	13	21	13
34	14	14	22	14
35	15	15	23	15
36	16	16	24	16
37	17	17	25	17
38	18	18	26	18
39	19	19	27	19
40	20	20	28	20
41	21	21	29	21
42	22	22	30	22
43	23	23	31	23
44	24	24	32	24
45	25	25	33	25
46	25	26	34	25
47	26	27	35	26
48	26	28	36	26
49	27	29	37	27

50	27	30	38	27
51	28	31	39	28
52	28	32	40	28
53	29	33	41	29
54	29	34	42	29
55	30	35	43	30
56	30	36	44	30
57	31	37	45	31
58	31	38	46	31
59	32	39	47	32
60	32	40	48	32
61	33	41	49	33
62	33	42	50	33
63	34	43	51	33
64	34	44	52	34
65	35	45	53	34
66	35	46	54	34
67	36	47	55	35
68	36	48	56	35
69	37	49	57	35
70	37	49	57	36
71	38	50	58	36
72	38	50	58	36
73	39	51	59	37
74	39	51	59	37
75	40	52	60	37
76	40	52	60	37
77	41	53	61	38
78	41	53	61	38
79	41	53	62	38
80	42	54	62	38
81	42	54	63	39
82	42	54	63	39
83	43	55	64	39
84	43	55	64	39
85	43	55	65	39
86		56	66	40
87		56	67	40
88		56	68	40
89		56	69	40
90		56	69	40
91		57	70	41
92		57	70	41
93		57	70	41
94		57	70	41
95		57	70	41
96		58	70	42
97		58	70	42
98		58	70	42
99		58	70	42
100		58	70	42
101		59	70	43
102		59	70	
103		59	70	
104		59	70	
105		59	70	

106			70	
107			70	
108			70	
109			70	

別表第9の2 降格時号給対応表（第25条の2関係）

イ 教育職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	9	61	61
2	10	62	62
3	11	63	63
4	12	64	68
5	13	65	73
6	14	66	78
7	15	67	81
8	16	68	81
9	17	69	81
10	18	70	81
11	19	71	81
12	20	72	81
13	21	73	81
14	22	74	81
15	23	75	81
16	24	76	81
17	25	77	81
18	26	78	81
19	27	79	81
20	28	80	81
21	29	81	81
22	30	82	
23	31	83	
24	32	84	
25	33	85	
26	34	86	
27	35	87	
28	36	88	
29	37	89	
30	38	90	
31	39	91	
32	40	92	
33	41	93	
34	42	94	
35	43	95	
36	44	96	
37	46	97	
38	48	98	
39	50	99	
40	52	100	
41	54	101	
42	56	102	
43	58	103	
44	60	104	
45	62	105	
46	64	106	
47	66	107	
48	68	108	

49	70	110	
50	72	112	
51	74	114	
52	76	116	
53	79	117	
54	82	118	
55	85	119	
56	88	120	
57	90	122	
58	92	124	
59	94	126	
60	96	128	
61	100	130	
62	104	150	
63	108	155	
64	112	157	
65	116	157	
66	120	157	
67	124	157	
68	125	157	
69	125	157	
70	125	157	
71	125	157	
72	125	157	
73	125	157	
74	125	157	
75	125	157	
76	125	157	
77	125	157	
78	125	157	
79	125	157	
80	125	157	
81	125	157	
82	125		
83	125		
84	125		
85	125		
86	125		
87	125		
88	125		
89	125		
90	125		
91	125		
92	125		
93	125		
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		

105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

ロ 教育職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	69	41
2	22	70	42
3	23	71	43
4	24	72	44
5	25	73	45
6	26	74	46
7	27	75	47
8	28	76	48
9	29	77	50
10	30	78	52
11	31	79	54
12	32	80	56
13	33	81	58
14	34	82	60
15	35	83	61
16	36	84	61
17	37	85	61
18	38	86	61
19	39	87	61
20	40	88	61
21	41	89	61
22	42	90	
23	43	91	
24	44	92	
25	46	93	
26	48	94	
27	50	95	
28	52	96	
29	54	97	
30	56	98	
31	58	99	
32	60	100	
33	62	102	
34	64	104	
35	66	106	
36	68	108	
37	70	110	
38	72	112	
39	74	114	
40	76	116	
41	78	123	
42	80	130	
43	82	142	
44	84	145	
45	86	145	
46	88	145	
47	90	145	
48	92	145	

49	94	145	
50	96	145	
51	98	145	
52	100	145	
53	102	145	
54	104	145	
55	106	145	
56	108	145	
57	112	145	
58	116	145	
59	120	145	
60	124	145	
61	130	145	
62	136		
63	142		
64	148		
65	150		
66	152		
67	153		
68	153		
69	153		
70	153		
71	153		
72	153		
73	153		
74	153		
75	153		
76	153		
77	153		
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		

106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

ハ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	33	21	21	9	13
2	34	22	22	10	14
3	35	23	23	11	15
4	36	24	24	12	16
5	37	25	25	13	17
6	38	26	26	14	18
7	39	27	27	15	19
8	40	28	28	16	20
9	41	29	29	17	21
10	42	30	30	18	22
11	43	31	31	19	23
12	44	32	32	20	24
13	45	33	33	21	25
14	46	34	34	22	26
15	47	35	35	23	27
16	48	36	36	24	28
17	49	37	37	25	29
18	50	38	38	26	30
19	51	39	39	27	31
20	52	40	40	28	32
21	54	41	41	29	33
22	56	42	42	30	34
23	58	43	43	31	35
24	60	44	44	32	36
25	62	45	45	33	37
26	64	46	46	34	38
27	66	47	47	35	39
28	68	48	48	36	40
29	71	49	49	37	42
30	74	50	50	38	44
31	77	51	51	39	46
32	80	52	52	40	48
33	83	54	53	41	50
34	86	56	54	42	52
35	89	58	55	43	54
36	92	60	56	44	56
37	93	61	59	45	58
38	93	62	62	46	68
39	93	63	65	47	80
40	93	64	68	48	84
41	93	66	71	49	85
42	93	68	74	50	85
43	93	70	77	51	85
44	93	72	80	52	85
45	93	77	84	53	85
46	93	82	88	54	85
47	93	87	95	55	85
48	93	92	102	56	85
49	93	97	109	57	85

50	93	102	109	58	85
51	93	107	109	59	85
52	93	116	109	60	85
53	93	125	109	61	85
54	93	125	109	62	85
55	93	125	109	63	85
56	93	125	109	64	85
57	93	125	109	65	85
58	93	125	109	66	85
59	93	125	109	67	85
60	93	125	109	72	85
61	93	125	109	77	85
62	93	125	109	80	85
63	93	125	109	81	85
64	93	125	109	82	85
65	93	125	109	83	85
66	93	125	109	84	85
67	93	125	109	85	85
68	93	125	109	85	85
69	93	125	109	85	85
70	93	125	109	85	85
71	93	125	109	85	85
72	93	125	109	85	85
73	93	125	109	85	85
74	93	125	109	85	
75	93	125	109	85	
76	93	125	109	85	
77	93	125	109	85	
78	93	125	109	85	
79	93	125	109	85	
80	93	125	109	85	
81	93	125	109	85	
82	93	125	109	85	
83	93	125	109	85	
84	93	125	109	85	
85	93	125	109	85	
86	93	125			
87	93	125			
88	93	125			
89	93	125			
90	93	125			
91	93	125			
92	93	125			
93	93	125			
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			

106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93				
111	93				
112	93				
113	93				
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

ニ 医療職給料表(ニ)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	21	13	21
2	22	22	14	22
3	23	23	15	23
4	24	24	16	24
5	25	25	17	25
6	26	26	18	26
7	27	27	19	27
8	28	28	20	28
9	29	29	21	29
10	30	30	22	30
11	31	31	23	31
12	32	32	24	32
13	33	33	25	33
14	34	34	26	34
15	35	35	27	35
16	36	36	28	36
17	37	37	29	37
18	38	38	30	38
19	39	39	31	39
20	40	40	32	40
21	41	41	33	41
22	42	42	34	42
23	43	43	35	43
24	44	44	36	44
25	46	45	37	46
26	48	46	38	48
27	50	47	39	50
28	52	48	40	52
29	54	49	41	54
30	56	50	42	56
31	58	51	43	58
32	60	52	44	60
33	62	53	45	63
34	64	54	46	66
35	66	55	47	69
36	68	56	48	72
37	70	57	49	76
38	72	58	50	80
39	74	59	51	85
40	76	60	52	90
41	79	61	53	95
42	82	62	54	100
43	85	63	55	101
44	85	64	56	101
45	85	65	57	101
46	85	66	58	101
47	85	67	59	101
48	85	68	60	101
49	85	70	61	101

50	85	72	62	101
51	85	74	63	101
52	85	76	64	101
53	85	79	65	101
54	85	82	66	101
55	85	85	67	101
56	85	90	68	101
57	85	95	70	101
58	85	100	72	101
59	85	105	74	101
60	85	105	76	101
61	85	105	78	101
62	85	105	80	101
63	85	105	82	101
64	85	105	84	101
65	85	105	85	101
66	85	105	86	101
67	85	105	87	101
68	85	105	88	101
69	85	105	90	101
70	85	105	109	101
71	85	105	109	101
72	85	105	109	101
73	85	105	109	101
74	85	105	109	101
75	85	105	109	101
76	85	105	109	101
77	85	105	109	101
78	85	105	109	
79	85	105	109	
80	85	105	109	
81	85	105	109	
82	85	105	109	
83	85	105	109	
84	85	105	109	
85	85	105	109	
86	85	105	109	
87	85	105	109	
88	85	105	109	
89	85	105	109	
90	85	105	109	
91	85	105	109	
92	85	105	109	
93	85	105	109	
94	85	105	109	
95	85	105	109	
96	85	105	109	
97	85	105	109	
98	85	105	109	
99	85	105	109	
100	85	105	109	
101	85	105	109	
102	85	105		
103	85	105		
104	85	105		
105	85	105		

106		105		
107		105		
108		105		
109		105		

別表第15（第74条関係）

イ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から4号給まで	2,000	2,100	4,900	7,400
	5号給から8号給まで	2,000	2,300	5,100	7,500
	9号給から12号給まで	2,100	2,400	5,200	7,600
	13号給から16号給まで	2,200	2,500	5,400	7,700
	17号給から20号給まで	2,300	2,600	5,500	7,900
	21号給から24号給まで	2,400	2,800	5,700	8,000
	25号給から28号給まで	2,600	2,900	5,900	
	29号給から32号給まで	2,700	3,000	6,000	
	33号給から36号給まで	2,800	3,200	6,100	
	37号給から40号給まで	2,900	3,300	6,300	
	41号給から44号給まで	3,100	3,500	6,400	
	45号給から48号給まで	3,200	3,700	6,600	
	49号給から52号給まで	3,300	3,800	6,800	
	53号給から56号給まで	3,400	4,100	6,900	
	57号給から60号給まで	3,500	4,300	7,000	
	61号給から64号給まで	3,600	4,500	7,100	
	65号給から68号給まで	3,700	4,800	7,200	
	69号給から72号給まで	3,800	4,900	7,300	
	73号給から76号給まで	3,900	5,100	7,400	
	77号給から80号給まで	4,000	5,300	7,500	
	81号給から84号給まで	4,100	5,400	7,500	
	85号給から88号給まで	4,100	5,500		
	89号給から92号給まで	4,200	5,600		
	93号給から96号給まで	4,300	5,800		
	97号給から100号給まで	4,400	5,900		
	101号給から104号給まで	4,400	6,100		
	105号給から108号給まで	4,500	6,200		
	109号給から112号給まで	4,500	6,300		
	113号給から116号給まで	4,600	6,400		
	117号給から120号給まで	4,700	6,500		
	121号給から124号給まで	4,700	6,600		
	125号給から128号給まで	4,800	6,700		
	129号給から132号給まで		6,800		
	133号給から136号給まで		6,900		
	137号給から140号給まで		6,900		
	141号給から144号給まで		6,900		
	145号給から148号給まで		7,000		
	149号給から152号給まで		7,100		
	153号給から156号給まで		7,100		
	157号給		7,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
		3,200	3,800	5,100	6,400

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の 職員	1号給から4号給まで	2,000	2,500	5,700	7,400
	5号給から8号給まで	2,000	2,600	5,900	7,500
	9号給から12号給まで	2,100	2,800	6,000	7,600
	13号給から16号給まで	2,200	2,900	6,100	7,700
	17号給から20号給まで	2,300	3,000	6,300	7,900
	21号給から24号給まで	2,400	3,200	6,400	8,000
	25号給から28号給まで	2,600	3,300	6,600	
	29号給から32号給まで	2,700	3,500	6,800	
	33号給から36号給まで	2,800	3,700	6,900	
	37号給から40号給まで	2,900	3,800	7,000	
	41号給から44号給まで	3,100	4,100	7,100	
	45号給から48号給まで	3,200	4,300	7,200	
	49号給から52号給まで	3,300	4,500	7,300	
	53号給から56号給まで	3,400	4,800	7,400	
	57号給から60号給まで	3,500	4,900	7,500	
	61号給から64号給まで	3,600	5,100	7,500	
	65号給から68号給まで	3,700	5,300		
	69号給から72号給まで	3,800	5,400		
	73号給から76号給まで	3,900	5,500		
	77号給から80号給まで	4,000	5,600		
	81号給から84号給まで	4,100	5,800		
	85号給から88号給まで	4,100	5,900		
	89号給から92号給まで	4,200	6,100		
	93号給から96号給まで	4,300	6,200		
	97号給から100号給まで	4,400	6,300		
	101号給から104号給まで	4,400	6,400		
	105号給から108号給まで	4,500	6,500		
	109号給から112号給まで	4,500	6,600		
	113号給から116号給まで	4,600	6,700		
	117号給から120号給まで	4,700	6,800		
	121号給から124号給まで	4,700	6,900		
	125号給から128号給まで	4,800	6,900		
	129号給から132号給まで	4,900	6,900		
	133号給から136号給まで	4,900	7,000		
	137号給から140号給まで	4,900	7,100		
	141号給から144号給まで	5,000	7,100		
	145号給から148号給まで	5,100	7,100		
	149号給から152号給まで	5,100			
	153号給	5,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
		3,200	3,800	5,100	6,400

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)

2 令和七年四月一日（以下この項において「切替日」という。）に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして市町村立学校職員の給与等に関する規則第二十四条又は第二十五条の二の規定を適用する。

(令和十年三月三十一日までの間における地域手当)

3 この規則の施行の日から令和十年三月三十一日までの間における市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第三十四号）附則第五項の教育委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 二十パーセント級地 百分の二十

二 十六パーセント級地 百分の十六

三 十四パーセント級地 百分の十四

四 九パーセント級地 百分の九

五 教育委員会が定める級地 教育委員会が定める割合

4 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項後段の教育委員会が定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

5 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第五十八条の五第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

6 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号。以下「改正定年条例」という。）附則第十三項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対する改正後の規則第六十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「定年条例第十三条の規定による採用（退職した日」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号。以下この号及び次項第四号において「改正定年条例」という。）附則第八項から第十一項までの規定による採用（退職した日又は改正定年条例附則第八項から第十一項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「同じ」とあるのは「「暫定再任用」という。」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第一項の規定により採用され、」と、同号から第四号までの規定中「定年条例第十三条の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第四項第一号及び第三号中「若しくは定年条例第十三条の規定により採用された」とあるのは「の規定により採用され、若しくは暫定再任用された」と、同項第四号中「定年前再任用短時

間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（改正定年条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。 （定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置） 7 改正後の規則第六十一条第三項第一号及び第二号の規定は、この規則の施行の日（次項及び附則第九項において「施行日」という。）以後に職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条又は改正定年条例附則第八項から第十一項までの規定（次項及び附則第九項において「職員の定年等に関する条例第十三条等の規定」という。）により採用された定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。 8 改正後の規則第六十一条第三項第三号の規定は、施行日以後に職員の定年等に関する条例第十三条等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が施行日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。 9 改正後の規則第六十一条第三項第四号の規定は、施行日以後に職員の定年等に関する条例第十三条等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）第十七条の三第一項又は第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が施行日以後である場合について適用する。 （市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正） 10 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	改正後
附則 この規則は、令和五年四月一日から施行する。	改正前 附則 （施行期日） 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。 （暫定再任用職員に関する経過措置） 2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、市町村立学校職員の給与等に関する規則第五十八条の二に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第五十八条の三に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（職員の定

年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号。以下この項及び次項において「改正定年条例」という。）附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。

一 改正定年条例附則第八項又は第十項の規定による採用（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号。以下この項及び次項において「定年条例」という。）第二条の規定により退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この号において「改正地公法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この号において「旧地公法」という。）第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項、改正地公法附則第三條第五項又は改正定年条例附則第二項の規定により勤務した後退職した日及び旧地公法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は改正定年条例附則第八項若しくは第十項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 改正定年条例附則第九項又は第十一項の規定による採用（定年条例第二条の規定により退職した日（定年条例第四條第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び定年条例第十三條又は改正定年条例附則第九項若しくは第十一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 改正定年条例附則第九項又は第十一項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に定年条例第十三條の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則第五十八條の五第三項の規定の適用について

は、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第九項又は第十一項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。 4 この規則の施行日前に、この規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則第五十八条の五第三項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
--

（市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

11 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 略 附 則 （暫定再任用職員に関する経過措置） 2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下次項において「改正後の規則」という。）第六十四条の三及び第七十四条の規定を適用する。 3・4 略	1 略 附 則 （暫定再任用職員に関する経過措置） 2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下次項において「改正後の規則」という。）第六十四条の二第一項、第六十四条の三第一項及び第七十四条の規定を適用する。 3・4 略

附則別表（附則第三項関係）

	支 給 地 域	
東京都特別区		二十パーセント級地
教育委員会の定める地域		教育委員会の定める級地

令和七年三月二十七日提出

理 由
秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年秋田県条例第四十七号）の施行に伴い職員が昇格又は降格した場合の号給、扶養手当の支給に係る規定、義務教育教育特別手当の月額に関する規定、市町村立学校の閉校に伴うへき地学校等の指定等を改めるとともに、勤務時間の割り振り等の基準等を定める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年秋田県条例第34号）の施行に伴い職員が昇格又は降格した場合の号給、扶養手当の支給に係る規定、義務教育教員特別手当の月額に関する規定、市町村立学校の閉校に伴うへき地学校等の指定等を改めるとともに、勤務時間の割振り等の基準等を定める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 給料の非常時払いを行う額の算定において、勤務時間を割り振らない日は勤務日数に含めないこととする。（第49条関係）
- (2) 新たに扶養手当が支給される要件を具備した職員の届出に係る規定を定めることとする（第57条の2関係）
- (3) 扶養手当の支給の始期及び終期並びに支給額の改定時期を定めることとする。（第57条の3の2関係）
- (4) 単身赴任手当が支給される定年前再任用短時間勤務職員を別居する子の住宅への住居手当の支給対象とする。（第57条の8の3関係）
- (5) 配偶者等との別居の状況等を認定できる場合として教育委員会が定める場合には、単身赴任届の提出を要しないこととする。（第58条の7関係）
- (6) 単身赴任手当の支給について、教育委員会が定める場合は教育委員会が定める日の属する月に終了することとする。（第59条の9関係）
- (7) へき地学校等に在勤する定年前暫定再任用短時間勤務職員のうちへき地手当に準ずる手当が支給される職員の権衡職員として当該手当を支給するもの並びにその支給期間及び額を定めることとする。（第61条第3項及び第4項関係）
- (8) 平日深夜に引き続いて週休日等に勤務を行った場合は、当該平日深夜の勤務に係る管理職員特別勤務手当は支給しないこととし、当該勤務は週休日等の勤務とみなすこととする。（第64条の4関係）
- (9) 勤勉手当に係る勤務期間から病気休暇により勤務しなかった期間を除算する要件の算定に当たり、当該期間から勤務時間を割り振らない日等を除くこととする。（第68条の5関係）
- (10) 職員の申告による勤務時間の割振り等の基準は、次のとおりとすることとする

る。（第74条の2第1項関係）

① 勤務時間を割り振らない日は、1週間ごとに区分した各期間につき1日を限度として設けることができること

② 勤務時間は、原則として、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で市町村の教育委員会があらかじめ定める時間以上とすること。ただし、休日等については7時間45分とすること

③ 原則として、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの間において、休憩時間を除き、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で市町村の教育委員会があらかじめ定める連続する時間は、職員に共通する勤務時間とすること

(11) 公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に教育委員会の定めるところにより、申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができることとする。

（第74条の2第1項関係）

(12) 短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日については、教育委員会の定めるところにより、(10)②及び③の基準によらないことができることとする。（第74条の2第2項関係）

(13) 職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間の確保のため、教育委員会が定める場合には、(10)③の基準によらないことができることとする。（第74条の2第3項関係）

(14) (10)②（ただし書きを除く。）及び③の基準によらないことが、公務能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、教育委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができることとする。（第74条の2第4項関係）

(15) 次のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができることとする。（第74条の3関係）

① 職員からの勤務時間の申告及び休憩時間の申告どおりに変更するとき

② 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に教育委員会の定めるところにより変更するとき

(16) 勤務時間の申告は、(10)の基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻等を明らかにして行わなければならないこととする。（第74条の4関係）

(17) 勤務時間の割振り等を行う期間は、次の区分に応じた期間とすることとする。

- ① 育児介護等職員以外の職員 原則 4 週間
 - ② 育児介護等職員 1 週間、2 週間、3 週間又は 4 週間のうちから職員が選択する期間
- (18) 育児介護等職員として申告した職員について、申告の事由を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、証明書類の提出を求めることができることとする。（第 7 4 条の 6 第 2 項）
 - (19) 育児介護等職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならないこととする。（第 7 4 条の 6 第 3 項）
 - (20) 育児短時間勤務職員には、(10)から(16)まで及び(17)（①を除く）の規定を適用しないこととする。（第 7 4 条の 9 関係）
 - (21) 休憩時間の基準について別段の定めをする場合には、適用する職員の範囲等について、あらかじめ定めなければならないこととする。（第 7 4 条の 1 1 第 1 項関係）
 - (22) 勤務時間を割り振る場合には、職員からの休憩時間の申告を考慮して休憩時間を置くものとする。（第 7 4 条の 1 1 第 2 項関係）
 - (23) 休憩時間の申告は、勤務時間の申告をする際に、(10)の基準等に適合するように、休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻を明らかにして行わなければならないこととする。（第 7 4 条の 1 1 第 3 項関係）
 - (24) 令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの経過措置としての地域手当の級地及び割合を定めることとする。（附則第 3 項、第 4 項及び別表関係）
 - (25) 採用前の職務経験を初任給に換算する際の区分及び換算率表を改めることとする。（別表第 6 関係）
 - (26) 昇格前後の号給を定めた昇格時対応表を改めることとする。（別表第 9 関係）
 - (27) 降格前後の号給を定めた降格時対応表を改めることとする。（別表第 9 の 2 関係）
 - (28) 市町村立学校の閉校に伴い、へき地学校等の指定解除を行うこととする。（別表第 1 3 関係）
 - (29) 義務教育教員特別手当の月額に関する規定について、給料表の構造に合わせて整理することとする。（別表第 1 5 関係）
 - (30) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) 市町村立学校職員の給与等の一部を改正する規則（令和 5 年秋田県教育委員会規則第 2 号）について、所要の規定の整理を行うこととする。
- (3) 市町村立学校職員の給与等の一部を改正する規則（令和 5 年秋田県教育委員会規則第 4 号）について、所要の規定の整理を行うこととする。

令和 7 年

第 3 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 1 2 号

秋田県教育委員会

議案第十二号

市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十八年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市町村が処理する事務の範囲） 第二条 条例第三十二条第三号の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一 市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号。以下この条において「給与規則」という。）第五十七条の二第一項の規定による扶養手当に係る届出の受理 二 給与規則 第五十七条の三第一項の規定による事実及び扶養手当の月額 の認定並びに同条第二項の規定による扶養手当認定簿への記載並びに同条第三項（給与規則第五十七条の四後段において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出の要求 三 給与規則第五十七条の三の二第二項の規定による扶養手当の月額の改定 四 十五 略	（市町村が処理する事務の範囲） 第二条 条例第三十二条第三号の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一 市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号。以下この条において「給与規則」という。）第五十七条の三第一項の規定による事実及び扶養手当の月額 の認定並びに同条第二項の規定による扶養手当認定簿への記載並びに同条第三項（給与規則第五十七条の四後段において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出の要求 二 十三 略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸
理 由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第三十四号）の施行に伴い、市町村が処理する事務の範囲を改める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき
市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年秋田県条例第34号）の施行に伴い、市町村が処理する事務の範囲を改める必要がある。

2 改正内容

- (1) 市町村が処理する事務の範囲に、扶養手当に係る届出の受理及び月額の設定を加えることとする。（第2条第1号、第3号関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとする。

令和 7 年

第 3 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 1 3 号

秋田県教育委員会

議案第十三号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(届出) 第三条 職員は、新たに条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合及び同項の職員が次の各号の一に該当する場合には、教育委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに教育委員会又はその権限に属する事務を委任された者（以下「教育委員会等」という。）に届出なければならない。 一・二 略 (確認及び決定) 第四条 教育委員会等は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2 教育委員会等は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を教育委員会が定める様式の通勤手当認定簿に記載するものとする。 (普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第六条 普通交通機関等（条例第十六条第三項に規定する特別急行列車等（以下「特別急行列車等」という。）以外の交通機関等を	(届出) 第三条 職員は、新たに条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合及び同項の職員が次の各号の一に該当する場合には、教育委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに教育委員会（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届出なければならない。 一・二 略 (確認及び決定) 第四条 教育委員会 は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2 教育委員会 は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を教育委員会が定める様式の通勤手当認定簿に記載するものとする。 (普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第六条 普通交通機関等（特別急行列車等 以外の交通機関等を

いう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額(次項及び第八条の四第二号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 略

(一) (二)に掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間(条例第十六条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)と同じくする定期券の価額

(二) 略

二・三 略

2 略

(併用者の区分及び支給額)

第八条の四 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額

いう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 略

(一) (二)に掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間(条例第十六条第六項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)と同じくする定期券の価額

(二) 略

二・三 略

2 略

(併用者の区分及び支給額)

第八条の四 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額(同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(以下「一箇

二 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。次号及び第十三条第三項において「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が条例第十六条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額 三 略	月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） 二 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額 三 略
（通勤が困難である職員） 第十条 条例第十六条第三項の規則で定める職員は、特別急行列車等 を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上である職員（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める職員とする。	（通勤が困難である職員） 第十条 条例第十六条第三項の規則で定める職員は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上である職員 又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める職員とする。
第十一条 削除 （特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第十二条 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当	（特別急行列車等の利用の基準） 第十一条 条例第十六条第三項の規則で定める基準は、特別急行列車等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると教育委員会が認めるものであることとする。 （特別急行列車等 算出の基準） 第十二条 特別急行列車等 に係る通勤手当の額 に係る通勤手当

の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第七条の規定は、特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3・4 略

(支給日等)

第十三条 条例第十六条第五項の規則で定める日は、市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号。）第四十六条に規定する給料の支給日（以下この項及び次項において「支給日」という。）とする。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後の日とすることができる。

2 支給単位期間（次項に規定する 通勤手当に係るものを除く。）又は同項 に定める期間（第十五条第二項第二号及び第十八条において「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第十六条第五項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たり
の運賃等相当額等（第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十六条第二項第二号に定める額（第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十五条第二項

の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第七条の規定は、特別急行列車等
に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3・4 略

(支給日等)

第十三条 条例第十六条第四項の規則で定める日は、市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号。）第四十六条に規定する給料の支給日（以下「支給日」という。）とする。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後の日とすることができる。

2 支給単位期間（次項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下

「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の
支給日前において離職し

、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当

において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十六条第五項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由、額等)

第十五条 条例第十六条第六項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 四 略

2 条例第十六条第六項

の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

とし、同項

の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第十六条第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当
その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が条例第十六条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三 職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第十六条第三項第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等相当額（以下「一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が四万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由、額等)

第十五条 条例第十六条第五項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 四 略

2

普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十六条第五項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円	以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(一) (二)に掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、教育委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）	(二) 略
二 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一) (二) に掲げる場合以外の場合 十五万円 に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）	

一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十二条第二項第二号に定める額の合計額。以下同じ。）が五万五千円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(一) (二)に掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等 （同号の規定による改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等 が五万五千円を超えるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等 （一）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等 につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等 の払戻しを、教育委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
(二) 略 二 一箇月当たりの運賃等相当額等 が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一) (二)及び(三)に掲げる場合以外の場合 五万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等 についての払戻金相当額 のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）	(二) 第十三条第三項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合（(三)に掲げる場合を除く。） 五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期

(二) 略

(三) 略

3

間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等相当額（二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「一箇月当たりの特別料金等相当額等」という。）が四万円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)に掲げる場合以外の場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての特別急行列車等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額（次号において「払戻金相当額」という。）

(二) 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 教育委員会の定める額

二 一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)及び(三)に掲げる場合以外の場合 四万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等につ

3 | 条例第十六条第六項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、教育委員会の定めるところにより、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十六条 条例第十六条第七項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
- (一) に掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は特別急行列車等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

4 | (三) 前号(二)に掲げる場合 教育委員会の定める額
条例第十六条第五項の規定により職員に前二項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)
(二) 第十三条第三項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合(三)に掲げる場合を除く。) 四万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての特別急行列車等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

(支給単位期間)

第十六条 条例第十六条第六項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
- (一) に掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は特別急行列車等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(二) 略
二 略
2 略

(事後の確認)

第十九条 教育委員会等は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求める等の方
法により、随時、確認するものとする。

(二) 略
二 略
2 略

(事後の確認)

第十九条 教育委員会は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方
法により、随時、確認するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前から引き続き職員(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年秋田県条例第三十四号)第一条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号。以下この項において「改正前の条例」という。))第十六条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(この規則による改正前の市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。))第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等(改正前の規則第六条に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。))を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。)、改正前の条例第十六条第二項第二号に規定する額(改正前の規則第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。第一号において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。))及び改正前の条例第十六条第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間(同条第六項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。))の月数で除して得た額(二以上の特別急行列車等(同条第三号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。))の合計額が十五万円を超えている職員を除く。))に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第十三条第二項に規定する支給単位期間等をいう。))に係るものに限る。))については、なお従前の例による。

一 普通交通機関等及び改正前の条例第十六条第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。))

二 改正前の条例第十六条第三項第一号に規定する特別急行列車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額が四万円を超える場合のものに限る。）

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

一 前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から五万五千円を減じて得た額

二 前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から四万円を減じて得た額
令和七年三月二十七日提出

理 由

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第三十四号）の施行に伴い、職員の通勤手当に関して所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年秋田県条例第34号）の施行に伴い、職員の通勤手当に関して所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 特別急行列車等の利用に係る通勤手当の支給対象職員の要件に、特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものであることを加えることとする。（第10条関係）
- (2) 職員が給料の支給日前に離職し通勤手当をその際支給することとする場合から、職員が離職した日又はその翌日に新たに給料表の適用を受けることとなる場合を除くこととする。（第13条第2項関係）
- (3) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超える場合の通勤手当は、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い期間の最初の月に支給することとする。（第13条第3項関係）
- (4) 通勤手当の返納額の算定に係る区分等を改めることとする。（第15条第2項及び第3項関係）
- (5) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この規則は、令和7年4月1日から施行することとする。
- (2) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

令和 7 年

第 3 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 1 4 号

秋田県教育委員会

議案第十四号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（週休日及び勤務時間の割振り等） 第二十五条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第三条第三項及び第四条の規定による週休日及び勤務時間の割振り等は、校長が行うものとする。</u> （休暇の手続） 第三十条 職員は、人事委員会規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）<u>第十二条に規定する特別休暇（出産休暇、保育休暇及び健康管理休暇（以下この条において「出産休暇等」という。）を除く。以下この項において同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により、又は年次・特別休暇請求書を提出して校長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、事後において速やかに届け出なければならない。</u> 2／8 略	（週休日及び勤務時間の割振り） 第二十五条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第四条の規定による週休日及び勤務時間の割振り</u>は、校長が行うものとする。 （休暇の手続） 第三十条 職員は、人事委員会規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）<u>第十二条に規定する特別休暇（出産休暇、保育休暇及び生理休暇（以下この条において「出産休暇等」という。）を除く。以下この項において同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により、又は年次・特別休暇請求書を提出して校長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、事後において速やかに届け出なければならない。</u> 2／8 略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第六号）の施行及び人事委員会規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年秋田県条例第6号）の施行及び人事委員会規則8－6（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 職員の申告を考慮して、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けること、又は勤務時間を割り振ることについては、校長が行うこととする。（第25条関係）
- (2) 生理休暇の名称を健康管理休暇に改めることとする。（第30条関係）

3 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとする。